

# お子さんやお孫さんのことを想うなら 財産があってもなくても…

裁判所では財産の分割に関する相談が増加しています。  
そのうち3割の方は、資産が1,000万円未満です。  
このような心当たりはありませんか？

- ◎ 同居の子世帯・別居の子世帯がある
  - ◎ 主な財産が「自宅や土地」の不動産である
  - ◎ 世話を焼いてくれる子・そうでない子がいる
  - ◎ 孫の人数が子どもによって違う
  - ◎ 事業をしている
- …など、様々な問題が起きる場合があります。

## こんな方のお役に立ちます！

- 法律で決められた分け方では、  
子や孫たちへの「想いが伝えられない」
- 子や孫に出来るだけ多くの資産を残したい



問題が大きいほど士業の先生に多額の費用がかかります。  
そうなる前に「生命保険」が法律の枠を超えて解消・軽減します。

## 相談無料！

お問合せは… 電話 050-3571-9066

電話に出られない場合、留守番電話が24時間受け付けます。

相続に強い税理士・行政書士・司法書士・弁護士など各種士業と連携！  
**ひめじいけだドットコム**

Google

ひめじいけだ



〒670-0913 姫路市野里大和町5-11  
TEL: 050-3571-9066 / FAX: 050-3730-9066